

# 事業承継補助金

事業承継・M&Aをきっかけに  
新しいチャレンジを行う事業者を応援します!!

POINT  
1

様々な事業承継のタイプに適応

I型

経営者交代タイプ

経営者交代による承継の後に  
新しい取組を行った方を補助します。

4月下旬  
募集開始

先代  
経営者



後継者

対象となる承継の類型

親族内承継  
外部人材招聘  
など

拡充

例 精密プラスチック工場を営んでいた先代が、同業他社で役員を務めていた息子に社長の座を承継。息子は、先代が培った技術と新たに導入した機械設備を活かして、新製品の開発による医療機器分野への進出を図る。

II型

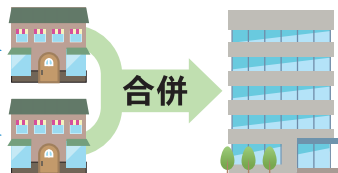
M&Aタイプ

例:合併の場合

事業再編・統合等の後に新しい  
取組を行った方を補助します。

7月初旬  
募集開始  
(予定)

A社  
B社



A+B社

対象となる承継の類型

合併・会社分割  
事業譲渡・株式交換  
株式移転・株式譲渡など

新設

例 同じ印刷業を営みながらも異なる生産過程に強みを持つ二社が合併を決断。お互いの強みを活かして本業の効率化を目指すとともに、新たに個人顧客の小口注文への対応を強化し、新規顧客獲得を図る。

POINT  
2

事業所や既存事業の廃止等を伴う場合、補助額を上乗せ!

新しい取組に加えて事業所や既存事業の廃止等を伴う場合は、補助額の上乗せを行います。

タイプ	補助率	補助上限額	上乗せ額	合計
① 経営者交代タイプ	2/3 以内 ※1	200万円	+ 300万円	500万円
	1/2 以内	150万円	+ 225万円	375万円
② M&Aタイプ	2/3 以内 ※2	600万円	+ 600万円	1200万円
	1/2 以内	450万円	+ 450万円	900万円

※1 小規模事業者の場合

※2 採択上位の場合

\*詳しい補助対象経費についてはホームページ等をご参照ください。



事業承継コンサルティング株式会社

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-7-11 日本橋東ビル6階

お問い合わせ

TEL 03-3527-9033

連絡先メールアドレス

kishida.yasuo@kishida-cpa.com



地下鉄日本橋駅・三越前駅 徒歩3分